

天理市議会の審議機能を強化するための政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月18日

天理市長 並 河 健

天理市条例第2号

天理市議会の審議機能を強化するための政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

天理市議会の審議機能を強化するための政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月天理市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。